

県南広域振興局長告示第25号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年2月12日

県南広域振興局長 田村均次

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332500024	共伸会障害者相談支援事業所	胆沢郡金ヶ崎町西根一の台45 番地10	社会福祉法人共伸会	平成25年2月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332500024	共伸会障害者相談支援事業所	胆沢郡金ヶ崎町西根一の台45 番地10	社会福祉法人共伸会	平成25年2月1日